別紙２

**業務区分**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 業　務　の　種　類 | | | | |
| １ | 車検 | 履行期間に自動車検査証の有効期間が満了する車両にかかる必要な点検、整備及び完成検査  自動車賠償責任保険契約以外の継続検査申請に係る事務手続 | | |
| ２ | 定期点検 | 履行期間に定期点検を要する車両にかかる定期点検 | | |
| ３ | 臨時整備 | 履行期間に不具合が認められたすべての保守整備  　エンジン修理、ミッション修理、エアコン修理、電装系修理、緩衝装置修理、マフラー修理、パンク修理及び消耗品補充を含む。  　メーカー負担で実施する整備は、メーカーへ依頼することとする。  「対象外の業務」を除き、「対象の業務」の基準に照らして整備する。 | | |
| 整備内容 | 対象の業務 | 対象外の業務 |
| オイル交換 | エンジン  ・概ね5,000kmごと  （軽自動車は3,000㎞）  ・１年間の走行が5,000kmに達しないときは、半年または１年ごと  ミッション、デフ等  ・新車から100,000kmごと | ・新車の1,000km交換 |
| オイルエレメント交換 | ・概ね10,000kmごと  ・オイル交換２回ごと | なし |
| 新品タイヤへの交換 | ・スリップサイン部を除き、溝の深さが2.0mm以下の部位があるとき(夏用タイヤ)  ・長期使用による劣化  ・冬用タイヤの効果用サイン部に達したとき | ・組み替えで対応するホイール付きタイヤがない場合のタイヤの購入交換 |
| タイヤの交換 | ・必要に応じたタイヤローテーション  ・冬用タイヤと夏用タイヤの交換  ・タイヤの交換装着 | なし |
| エンジン | ・ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙが、走行距離　2,000km当たり１㍑以上の消費が認められるとき  ・ﾀｲﾐﾝｸﾞﾍﾞﾙﾄの交換  (100,000㎞毎) | なし |
| 消耗品補充  及び交換 | ・ウィンドウォッシャ液  ・バッテリー  ・ラジエター（ＬＬＣに限る。）  ・ワイパーブレード  ・ｸﾘｰﾝｴｱﾌｨﾙﾀｰ、ｴｱｴﾚﾒﾝﾄ、  Vﾍﾞﾙﾄはﾒｰｶｰ推奨距離  ・ｽﾏｰﾄｷｰ用ボタン電池 | ・タイヤチェーン、ワックス |
| 修理以外 | ・整備中に生じた汚損の洗車 | ・車両の洗車  ・変更登録、抹消登録等に伴う手続き代理業務  ・自動車の構造変更に伴う改造  ・燃料の補給  ・代車の提供 |
| 車両搬送 | ・路上等での故障により、自走不能となった車両の搬送 | ・交通事故による搬送 |
| 点検整備 |  | ・製造メーカーによる保証期間内の整備  ・リコール等によるメーカー負担で実施する整備  ・日常点検 |
| 装備品の修理及び取付 |  | ・警察装備品（無線機、サイレンアンプ、赤色灯等）  ・架装装備品（ナビゲーション、ＥＴＣ、パワーゲート）  ・オーディオ機器 |
| 自動車の品質や機能に影響がない修理 | ・ブレーキ鳴き（異音） | ・自動車の品質や機能に影響がない感覚的な現象で、操作フィーリング、音、振動等のとき  ・自動車の品質や機能に影響がない経年劣化で、塗装面、モール等の劣化等 |
| 過失等のある修理 |  | ・受注者以外の取付不備による故障のとき  ・過失によるバッテリー上がりの充電等  ・交通事故のとき  ・外的要因によるとき  ・飛び石のとき(ガラス)  ・縁石等により損傷させたとき(車体、タイヤ)  ・受注者の事前承認を受けていないメンテナンス店以外の整備工場等における整備 |